

令和4年1月27日

保護者の皆様

尼崎市教育委員会

まん延防止等重点措置の実施を踏ました市立学校園の運営について

皆様におかれましては、市立学校園における新型コロナウイルス感染防止対策にご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、報道のとおり、令和4年1月27日から同年2月20日までの間、兵庫県全域において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が実施されることとなりました。市立学校園を含め市内での新型コロナウイルス感染者数が急激に増加しており、更なる感染拡大につながらないよう、今後も十分な警戒が必要な状況にあります。

まん延防止等重点措置の実施期間中の学校園運営については、以下の対応等を行い、教育活動を継続してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますとともに、ご家庭内におかれましても、引き続き感染防止対策に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況については日々変化しているため、今後、取扱いに変更が生じる場合は、改めてお知らせ致します。

1 教育活動

(1) 「学校園に持ち込まない、学校園内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行います。特に、最終学年は進路への影響を考慮し、他学年との接触を極力行わないように留意します。また、下記の例のように「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」は、まん延防止等重点措置の終了まで、一時的に停止又は内容の見直しを行います。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内において児童生徒同士が間隔を保たないで行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

※上記以外の活動であっても、身体的接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動については適宜停止等の措置を講じます。

(2) 校園外から多くの人が来校する行事は行いません。ただし、進路や次年度の入学に

関わる説明会等は、マスクの着用、消毒の徹底、参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対策を講じたうえで実施します。

- (3) 計画済みの校園外行事については、感染防止対策を徹底したうえで実施します。ただし、県外及び公共交通機関を利用する活動は行いません。
- (4) 学校園において新型コロナウイルス感染者が確認された場合の休業期間中や感染が不安で登校を見合わせる児童生徒に対しては、タブレット等を活用して学習機会の確保を図ります。

2 部活動

(1) 中学校

- ① 十分な感染防止対策を実施した上で、平日（4日）は2時間程度、土日はいずれか1日3時間程度で、自校内のみの活動とします。また、複数校合同チームで大会に参加する場合も自校内のみの活動とし、合同練習や練習試合、合宿等の宿泊を伴う活動は実施しません。なお、中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む。）及び国民体育大会（その予選を含む。）への参加は行います。
- ② 最終学年の生徒は、他の最終学年の生徒への感染拡大を防止するため、公式試合関連を除き、参加を見合わせます。また、学校関係者（教職員、部活動指導員、外部コーチ等）以外の者（保護者、OB等）についても同様に、参加を見合わせます。

(2) 高等学校

- ① 十分な感染防止対策を実施した上で、1週間当たり22時間程度、休養日を週当たり1日以上設定し、活動を行います。
- ② 公式試合関連を除き、県外での活動は行いません。また、合同練習や練習試合、合宿は、県内外を問わず行いません（公式試合関連に向けた県内での練習試合は行うことがあります。）。
- ③ 最終学年の生徒は、他の最終学年の生徒への感染拡大を防止するため、公式試合関連を除き、参加を見合わせます。また、学校関係者（教職員、部活動指導員、外部コーチ等）以外の者（保護者、OB等）についても同様に、参加を見合わせます。

3 その他

ご家庭内においては日々の健康観察をいただき、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む。）や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査を受けている場合は、登校を控えていただくようお願い致します（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置となります。）。

以上